

明治十年太政官達第九十七号

明治十年太政官達第九十七号（大勲位菊花
大綬章及副章製式ノ件）

明治九年中欽定ノ大勲位菊花大綬章及副章製式
別冊ノ通ニ候事
右相達候事

(別冊)

大勲位菊花大綬章	副章
章金日章、菊花菊葉ノ形金銀日章、二重光線及 ヲ以テ飾ル	菊花菊葉ノ形ヲ以テ飾 ル
綬紅紫織	無綬

附則（昭和二十一年五月一九日勅令第六
五号）

〇¹ 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〇² 従前ノ略綬ハ当分ノ内仍之ヲ佩用スルコトヲ得

附則（平成十四年八月二二日政令第二
七七号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年五月一日から施行
し、改正後の規定は、平成十五年十一月三日以
後の日付をもって授与される勲章から適用す
る。

(経過措置)

2 この政令による改正前の規定により授与され
た勲章及び平成十五年十一月二日以前の日付を
もって授与される勲章については、改正前の規
定は、なおその効力を有する。